

## 水草研究会会報投稿規定

1. 投稿は本会会員に限る。但し、本会が依頼した場合はこの限りではない。
2. 原稿内容は、水草\*に関する調査・研究報告、解説（総説）、短報、諸資料、諸情報、エッセイ、他とする。なお原稿の内容に疑義のある場合は、書き直しを求めることがある。
3. 原稿作成にあたっては、以下の諸点に留意する。
  - A. 原稿は横書き原稿用紙に楷書するか、ワープロ（和文タイプ）を用いる。
  - B. 原著に相当する報文には著者名及びタイトルの英語を併記すること。また、著者が必要と認めた場合は、英文摘要（Abstract）をつけることができる。
  - C. 図は活字の貼り込みをのぞき、そのまま製版できるように仕上げる。図（写真含む）の右上または裏面に、図の番号と著者名を書き、説明は別紙に一括する。表は別紙に書く。表の説明は各表の上側につけ、必要に応じ、下に注をつける。
  - D. 文献の引用は、文献番号ではなく、著者名と年号を明記する。  
（例）『三木（1937）は、…』『…である（三木、1937）』。また、文末の引用文献は、最近号の例にならって、著者の姓名のアルファベット順に配列する。
4. 掲載の順序と体裁、並びに校正は編集担当者に一任のこと。なお、特に希望する点があれば申し出る。
5. 別刷を必要とする場合は、投稿時に必要部数を申し込むこと（50部以上、50部単位）。費用は著者負担とする。
6. 送稿や編集に関する通信は、〒657 神戸市灘区鶴甲 1-2-1 神戸大学鶴甲学舎生物学教室 角野康郎宛とする。  
\*ここで言う水草は狭義の水草に限定せず、広く湿地や水辺の植物なども含むものとする。

### 【編集後記】

この度は会報の発行がすっかり遅れ、申し訳ありませんでした。今回は夏の全国集会の講演を少しでも収録したいと若干編集を遅らせていたのですが、原稿がそろってからなかなか編集に取りかかる時間がなく、このように遅れてしまった次第です。すでに原稿をお届けいただいておりますが次号にまわさせていただいた方にもお詫び申し上げます。

さて、今回は50号という、ひとつの節目になる号です。10周年記念号を編集したのがつい昨日のことで特別な企画は考えませんでした。校正をしながら読み返してみても、この号には今までになかった内容があるのではと感じました。水草を通じて私たち人間の生きる環境を考え、提言していくという役割が、この会報にも果たせるのではないかと期待を抱いた次第です。50号を節目に、またひとつの飛躍を期していきたいと思っております。

次号はできるだけ早く編集に取りかかり、発行の遅れを取り戻したいと思います。積極的な投稿をお願いします。 (角野)